

事務連絡
令和4年8月5日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

救急医療等のひっ迫回避に向けた対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組については、「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」（令和4年1月28日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課・看護課・保険局医療課事務連絡）において周知したところです。

また、「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制について」（令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）において、受診控えが起こらないよう配慮の上で、例えば、無症状で念のための検査のためだけの救急外来受診を控えること、ただし、症状があり、医療機関への受診を希望される患者については、厚生労働省等のホームページの情報を参照し、都道府県の電話相談等を活用いただくこと等について、地域住民に対する周知を進めるようお願いしたところ です。

今般、新規感染者の急増に伴い、救急外来の受診が増加し、また、救急車が医療機関に受け入れられるまでに時間を要する事例が生じていることなどを背景に、去る8月2日に日本感染症学会、日本救急医学会、日本プライマリ・ケア連合学会及び日本臨床救急医学会の4学会から、「限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急車利用に関する4学会声明」が出され、その中において、次の旨のとおり、症状の程度等に応じた行動のお願いが記載されているところです。

- 症状が軽い場合は、65歳未満で基礎疾患や妊娠がなければ、限りある医療資源を有効活用するためにも、検査や薬のためにあわてて医療機関を受診することは避けること
- 症状が重い場合や、65歳以上の方や基礎疾患がある方、妊娠中、ワクチン未接種の方などは、重症になる可能性があるため、早めにかかりつけ医や近隣の医療機関へ必ず相談、受診（オンライン診療を含む）すること
- 救急車を呼ぶ必要がある症状は、顔色が明らかに悪い、意識がおかしい（意識がない）、

日常生活で少し動いただけで息苦しい、肩で息をしている、などがあり、このような場合には救急車を呼ぶことをためらわないこと

- 救急車の利用の判断に迷う場合には、普段からの体調を把握しているかかりつけ医への相談、各種相談窓口などを活用すること

貴部（局）においては、前述の周知を、各地域の実情に応じて進めていただくに当たり、限りある医療資源を有効活用し、救急医療や医療機関を受診する必要性の高い人が速やかに利用できるように、地域住民の御協力をお願いする趣旨から、こうした内容について参考としてお知らせします。

また、当該周知に際して、次の事項にも取り組んでいただくよう、お願いします。

- ・自己検査結果を発熱外来の受診を経ずに健康フォローアップセンター等に登録する仕組み（発熱外来自己検査体制）の活用（※1）や、体調が悪くなったときなどに不安や疑問に対応できるよう、医療従事者等が電話で対応する相談窓口（※2）の周知
- ・こうしたフォローアップ・相談体制の強化

（※1）オミクロン株のBA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について（令和4年7月22日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000973522.pdf> 参照）

（※2）各都道府県が公表・周知している「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センター」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html 参照）

「子ども医療電話相談（#8000）」等

なお、厚生労働省から経済団体等に対して、職場等において、療養開始時や復帰時に発熱外来での検査を求めないことについて要請を行っておりますことを、併せてお知らせします。

以上

（参考）上記4学会のウェブサイト

一般社団法人日本感染症学会

<https://www.kansensho.or.jp/>

一般社団法人日本救急医学会

<https://www.jaam.jp/index.html>

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会

<http://primary-care.or.jp/>

一般社団法人日本臨床救急医学会

<http://jsem.me/>